

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成22年8月6日
【四半期会計期間】	第59期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社フジミインコーポレーテッド
【英訳名】	FUJIMI INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関 敬史
【本店の所在の場所】	愛知県清須市西枇杷島町地領二丁目1番地1
【電話番号】	052-503-8181（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理本部長 鈴木 彰
【最寄りの連絡場所】	愛知県清須市西枇杷島町地領二丁目1番地1
【電話番号】	052-503-8181（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理本部長 鈴木 彰
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第59期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第58期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	5,598	8,100	28,177
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	287	914	1,699
四半期(当期)純利益又は四半期純損失( )(百万円)	186	538	1,161
純資産額(百万円)	41,374	41,658	41,426
総資産額(百万円)	45,093	46,999	47,462
1株当たり純資産額(円)	1,409.81	1,440.11	1,432.59
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額( ) (円)	6.38	18.73	39.98
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	39.98
自己資本比率(%)	91.24	88.06	86.75
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	659	242	6,768
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	98	108	1,594
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	66	455	1,450
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	11,450	14,424	14,639
従業員数(人)	760	746	736

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第58期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4. 第59期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な子会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### （1）連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	746（93）
---------	---------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（嘱託、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員）は当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### （2）提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	587（86）
---------	---------

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除いております。）であり、臨時雇用者数（嘱託、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員）は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
日本(百万円)	6,853	-
北米(百万円)	1,021	-
アジア(百万円)	409	-
合計(百万円)	8,284	-

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同四半期比 (%)
日本	122	-	38	-

- (注) 1. 受注高の金額は販売価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
日本(百万円)	5,746	-
北米(百万円)	1,199	-
アジア(百万円)	728	-
欧州(百万円)	425	-
合計(百万円)	8,100	-

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。  
2. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
長瀬産業(株)	1,202	21.5	1,648	20.4

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間における世界経済は、欧州での金融不安や米国での住宅購入減税終了などの懸念材料はあったものの、中国やインドをはじめとする新興国の持続的な成長等を背景に回復傾向にありました。国内においては、依然として厳しい雇用情勢の中、エコポイント制度導入などの経済政策によるデジタル家電製品等の需要に支えられ、在庫積み増しも一巡し、回復基調で推移しました。

こうした中、当社グループは一丸となって売上の拡大を図るとともに、コスト削減に努めた結果、当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高8,100百万円（前年同四半期比44.7%増）、うち製品売上高7,985百万円（前年同四半期比44.4%増）となりました。また、利益面では、営業利益913百万円（前年同四半期は営業損失362百万円）、経常利益914百万円（前年同四半期は経常損失287百万円）、四半期純利益538百万円（前年同四半期は四半期純損失186百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、セグメント別売上高、営業利益はセグメント間調整前の数値であります。

#### 日本

国内につきましては、当社主力製品であるシリコンウェハー向けラッピング材、ポリシング材並びにCMP（化学的機械的平坦化）向け製品の販売が増加し、売上高は6,954百万円、営業利益は1,090百万円となりました。

#### 北米

北米につきましては、シリコンウェハー向けラッピング材、ポリシング材並びにCMP向け製品の販売が増加し、売上高は1,373百万円、営業利益は28百万円となりました。

#### アジア

アジアにつきましては、主力であるハードディスク向け製品の販売が増加し、売上高は728百万円、営業利益は80百万円となりました。

#### 欧州

欧州につきましては、シリコンウェハー向けラッピング材及びポリシング材向け製品の販売が増加し、売上高は425百万円、営業利益は35百万円となりました。

用途別売上の実績は、次のとおりであります。

当社グループの主力となるシリコンウェハー向け製品につきましては、ウェハー生産の回復基調が持続し、ラッピング材の売上高は946百万円（前年同四半期比69.5%増）、ポリシング材の売上高は2,012百万円（前年同四半期比23.0%増）となりました。

半導体の高集積化・微細化に伴う多層配線プロセスに使用されるCMP向け製品につきましても、半導体デバイスの需要回復の動きを受け、売上高は2,212百万円（前年同四半期比45.2%増）となりました。

ハードディスク向け製品につきましては、ノートパソコンなどの需要増によりガラス基板向け製品が堅調であったことから、ディスク全体で売上高は851百万円（前年同四半期比130.1%増）となりました。

シリコン切断に使用されるワイヤーソー向け製品につきましては、主に欧州において太陽電池市場が低調であったものの、半導体市場が大きく回復した結果、売上高は558百万円（前年同四半期比31.5%増）となりました。

水晶振動子などの研磨に使われる水晶デバイス向け製品につきましては、市場価格下落の影響を受けたものの、携帯電話や自動車向け需要が拡大し、売上高は149百万円（前年同四半期比3.1%増）となりました。

溶射材につきましては、鉄鋼業界・半導体業界などの回復基調の中、主力であるサーメット溶射材を中心に製品の拡販に努め、売上高は307百万円（前年同四半期比65.1%増）となりました。

商品につきましては、売上高は114百万円（前年同四半期比70.9%増）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ、215百万円減少し、14,424百万円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は242百万円となり、前年同四半期に比べて416百万円の減少となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益の増加による資金の増加があったものの、たな卸資産の増加及び法人税等の支払額が増加したこと等による資金の減少があったことによるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は108百万円となり、前年同四半期に比べて9百万円の増加となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が増加したこと等によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は455百万円となり、前年同四半期に比べて389百万円の増加となりました。これは主に、前年同四半期にあった短期借入金の増加額が、当四半期にはなかったこと及び配当金の支払額が増加したこと等によるものであります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、株式会社の支配に関する基本方針については次のとおりであります。

### 1. 基本方針の内容

当社は、当社の株式は金融商品取引所に上場されていることから、資本市場において自由に取引されるべきものであると考えております。したがって、当社の株券等の大規模買付行為については、原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。

しかしながら、近時のわが国資本市場においては、対象会社の経営陣との十分な協議や合意の形成を経ることなく、一方的に株券等の大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

このような株券等の大規模買付行為の中には、十分な情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、取締役会が当該大規模買付行為の内容の検討や代替案の提案等を行うための十分な時間を与えないもの、真摯に会社の経営を行う意思に乏しいものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為もないとはいえません。

当社としましては、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方として、当社の経営理念を尊重し、当社の企業価値の源泉やステークホルダーとの信頼関係を壊すことなく、中長期的な視点で当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の向上を真摯に目指す者でなければならないと考えております。

当社の企業価値の源泉を十分理解し、これらを中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をするのでなければ、ステークホルダーの信頼を得ることができず、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反することになると考えます。

当社は、上記のような当社の企業価値の源泉を理解せず、これらを中長期的に確保し、企業価値の増大を図る経営を企図しない大規模買付行為やこれに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反する恐れがある当社の株券等の大規模買付行為を行う者は、財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## 2. 基本方針の実現に資する取組み

### 当社の企業価値の源泉について

当社の創業以来蓄積されたノウハウと研究開発力から生まれた当社製品の数々は、シリコンウェハーに代表される半導体基板の鏡面研磨、半導体チップの多層配線に必要なCMP(化学的機械的平坦化)、コンピュータ用ハードディスクの研磨など高精度な表面加工が求められる先端産業に欠かせぬものとなっております。なかでも、主力事業分野であるシリコンウェハー用超精密研磨材では世界ナンバーワンのマーケットシェアを維持しつつ、大手企業の新規参入に対して市場優位性を維持しております。

また、当社製品は太陽電池向けシリコンの切断や、水晶デバイス向けウェハー研磨用にも使われております。最近では、耐衝撃性を飛躍的に高めたサーメット溶射材の商品化で新分野を開拓しております。また、低電力で駆動することができる次世代の光源としてディスプレイなどへの応用が期待され、今後急速に市場拡大が見込まれているLED用のサファイヤ基板や、次世代パワーデバイスとして期待されているSiC基板など、従来技術では難しい硬脆材料の研磨・研削技術の研究開発を進めております。また、炭化けい素やアルミナなど、原材料の特徴を生かした機能性材料、光学用レンズの研削加工に用いるダイヤモンドペレットなどの開発にも積極的に取り組んでおります。

このように当社は、「パウダーテクノロジー」を事業領域の基本として、コア技術を高め先端技術をリードすることにより、ユーザーの満足度を高め信頼を勝ち得てまいりました。また、当社は特定の企業グループに属することなく独立性の高い経営を堅持していることも、多くのお客様から受け入れていただいている一因と考えております。

先端技術を通してより良い製品づくりに貢献し、人々の心をつなぎ、生活を豊かにするという当社のコーポレートスローガン「技術を磨き、心をつなぐ」は今後も引き続き掲げてまいります。

当社はこうした「ものづくりの精神」と従業員一人ひとりが変化に果敢に挑戦するという企業風土とITを駆使した情報の共有化をテコに、企業競争力の向上と持続的成長によって企業価値を増大してまいりました。

当社の企業価値の源泉は、こうした製造現場と一体となった高い技術力・開発力、長い歴史のなかで培われたお客様との信頼関係、労使間の健全且つ一体感のある企業風土にあると考えております。

今後の技術革新をリードし業績の拡大を目指していくためにも、お客様の信頼度の更なる向上、従業員の士気向上を図っていくことが重要と考えており、当社はこうした方針のもと、引き続き企業価値の向上にグループを挙げ取り組んでまいります。

### 企業価値向上のための取組み(中期経営計画)

当社はバランス・スコアカード(BSC)の考え方をもとに、平成21年6月に、平成30年(2018年)3月期を最終年度とする新たな中長期経営計画を策定いたしました。

中長期経営計画は3年を区切りとする3次の中期計画を基にしています。第一段階は自己診断と成長のための基礎体力づくり、成長のための種まきにあて、第二段階はまいた種をきちんと育てる時期、そして第三段階は事業が花開き、実を収穫する時期、と位置づけ、単に計画期間における売上や利益率の向上を目指すだけでなく、当社のあるべき姿、進むべき道をより明確にするため、企業理念・ビジョンの見直しを図りました。新しい企業理念は企業使命、経営姿勢、行動規範の3点からなり、企業ビジョンは事業アイデンティティ、企業文化ビジョン、事業構造ビジョンから構成されております。

今後当社は経済環境の変化が見込まれる中でアグレッシブな成長を目指し、積極果敢にチャレンジしなければならないと考えております。それに加えてどのような景気変動下にあっても安定的な成長を遂げるため、特定の事業や用途に偏ることがない事業構造が必要と考えております。そのため従来から推進しているシリコン・CMP・ディスク・溶射材・機能性材の5事業に加え、新規事業と新たな用途の探索に継続的にチャレンジし、その実現に向け様々な可能性を含めた検討を進めることといたしました。具体的には平成21年に基盤技術課を設立し、(1)ろ過・分級、(2)砥粒、(3)ケミカルの3つのコア技術を中心に、技術開発を進め、商品開発の加速、事業の更なる拡大を推進しております。このことを通じて、安定した事業構造を維持するため将来的には事業構造比率として半導体関連比率50%、非半導体関連比率50%を目指しております。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

上記1. 記載の基本方針に基づいて、当社は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を毀損するような一方的且つ大規模な買付行為及びその類似行為に対しては、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を確保するために、もっとも適切と思われる措置を迅速且つ的確に講じる必要があると認識しております。このような認識のもと、当社は、大規模買付行為がなされ、又はなされようとする場合に、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主が判断することや、株主のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするため、事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びその内容の評価・検討、並びに大規模買付者との交渉のための期間を確保するための枠組みとして、平成20年6月24日開催の定時株主総会でのご承認をもって「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を導入いたしました。また平成22年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって本対応方針が有効期間満了となったことに伴い、同総会において本対応方針を更新、継続することについてご承認をいただきました。

本対応方針においては、対抗措置の発動の是非に関する判断等にあっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社の独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することといたしております。独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

### 4. 上記取組みが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、取締役会評価期間内に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、独立委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問の他、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置を発動するか否かを判断するものとします。

また、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施する場合があります。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

上記のように、当該取組みは会社役員の地位を維持する目的ではなく、当社の企業価値の源泉やステークホルダーとの信頼関係を壊すことなく、中長期的な視点で当社の企業価値、株主共同の利益の向上を真摯に目指す目的で導入しているものであります。

( 4 ) 研究開発活動

当第 1 四半期連結会計期間における当社グループの研究開発費は、483百万円であります。なお、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

( 5 ) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループは一部主要原材料を輸入や外部メーカーに依存しており、特に新興諸国の需要増加などにより影響を受ける可能性があります。

また、当社製品の売上は半導体業界への売上依存度が高く、パソコン・携帯電話をはじめとする世界の情報通信市場やデジタル家電製品の需要動向及び価格競争などが当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

本年は、平成21年 6 月に策定いたしました中長期経営計画の 2 年目にあたり、第 1 段階の目標である成長への基礎固め、体制作りの完了に向けて、人材育成、ものづくり力の向上、品質保証力の強化に傾注してまいります。

( 6 ) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源及び資金の流動性についての分析につきましては、「第 2 事業の状況 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ( 2 ) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

( 7 ) 経営者の問題認識と今後の方針について

当第 1 四半期連結会計期間において、当社グループの経営陣の問題認識と今後の方針について重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	30,699,500	30,699,500	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	30,699,500	30,699,500	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

1.旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年6月24日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	680個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	136,000株(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数200株)(注)1.,4.
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たり1,462円(注)2.,4.
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 株式1株当たり1,462円 資本組入額 株式1株当たり731円(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の計算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき（新株予約権の行使の場合を含まない。）は次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権者は、行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役を退任した場合、若しくは当社又は当社子会社を定年により退職した場合には「新株予約権割当契約」に定める条件により、当該退任又は退職の日から2年間に限り行使できるものとする。

新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。

その他行使の条件については、当社第52期定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 平成17年1月17日開催の取締役会決議により、平成17年5月20日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権を、当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（以下「完全親会社」という。）に以下の決定方針（以下「本決定方針」という。）に基づき承継させることができるものとする。ただし、当社の発行する新株予約権の承継に関し本決定方針に沿う記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書又は当社の株式移転に係る議案につき株主総会の承認を受ける場合に限るものとする。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式とする。

各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

株式交換又は株式移転の条件を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

新株予約権の行使期間

「新株予約権の行使期間」として定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」として定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の消却事由及び消却の条件  
上記（注）3. に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

2. 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年6月22日定時株主総会決議

(1) 新株予約権方式により、当社取締役に対して付与することを、平成19年6月22日開催の定時株主総会及び平成19年11月15日取締役会において決議されたものであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	225個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	22,500株(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数100株)(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たり1,864円(注)2.
新株予約権の行使期間	自平成21年11月16日 至平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 株式1株当たり1,864円 資本組入額 株式1株当たり932円(注)3.
新株予約権の行使の条件	取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」による。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

(注)1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社普通株式につき、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、必要と認める調整を行うことができる。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

割当日後、当社が、当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、若しくは当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社はかかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、必要と認める調整を行うものとする。

## 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- (2) 新株予約権方式により、当社の課長以上の従業員並びに当社子会社の取締役、幹部社員に対して付与することを平成19年6月22日開催の定時株主総会及び平成19年11月15日取締役会において決議されたものであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	1,325個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	132,500株(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数100株)(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たり1,864円(注)2.
新株予約権の行使期間	自平成21年11月16日 至平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 株式1株当たり1,864円 資本組入額 株式1株当たり932円(注)3.
新株予約権の行使の条件	取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」による。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

(注)1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当社普通株式につき、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、必要と認める調整を行うことができる。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

割当日後、当社が、当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、若しくは当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社はかかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、必要と認める調整を行うものとする。

### 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	-	30,699,500	-	4,753	-	5,038

(6) 【大株主の状況】  
大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,960,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,712,400	287,124	-
単元未満株式	普通株式 27,100	-	-
発行済株式総数	30,699,500	-	-
総株主の議決権	-	287,124	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式900株(議決権の数9個)を含めておりません。

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社フジミンコーポレーテッド	愛知県清須市西枇杷島町地領二丁目1番地1	1,960,000	-	1,960,000	6.38
計	-	1,960,000	-	1,960,000	6.38

## 2【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	1,665	1,548	1,394
最低(円)	1,520	1,212	1,232

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	13,621	13,835
受取手形及び売掛金	8,314	8,027
有価証券	2,303	2,303
商品及び製品	2,685	2,573
仕掛品	1,062	1,094
原材料及び貯蔵品	1,180	1,008
その他	583	884
貸倒引当金	115	110
流動資産合計	29,636	29,617
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	7,481	7,568
その他(純額)	7,388	7,670
有形固定資産合計	14,870	15,239
無形固定資産	336	331
投資その他の資産		
投資有価証券	131	253
その他	2,037	2,036
貸倒引当金	13	16
投資その他の資産合計	2,156	2,273
固定資産合計	17,363	17,844
資産合計	46,999	47,462

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,312	3,335
短期借入金	186	184
未払法人税等	43	476
賞与引当金	240	456
役員賞与引当金	8	-
その他	1,281	1,310
流動負債合計	5,071	5,763
固定負債		
長期借入金	139	161
退職給付引当金	102	98
その他	27	11
固定負債合計	270	271
負債合計	5,341	6,035
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,753	4,753
資本剰余金	5,069	5,069
利益剰余金	35,218	35,111
自己株式	2,764	2,764
株主資本合計	42,277	42,170
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	43	79
為替換算調整勘定	933	1,078
評価・換算差額等合計	889	998
新株予約権	61	63
少数株主持分	208	191
純資産合計	41,658	41,426
負債純資産合計	46,999	47,462

( 2 ) 【 四半期連結損益計算書 】  
【 第 1 四半期連結累計期間 】

( 単位：百万円 )

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 6月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 6月30日)
売上高	5,598	8,100
売上原価	4,506	5,560
売上総利益	1,092	2,540
販売費及び一般管理費	1,454	1,626
営業利益又は営業損失 ( )	362	913
営業外収益		
受取利息	11	14
受取配当金	1	-
廃棄物処分益	-	8
為替差益	16	-
助成金収入	41	-
その他	10	10
営業外収益合計	81	33
営業外費用		
支払利息	5	3
為替差損	-	28
その他	1	0
営業外費用合計	6	33
経常利益又は経常損失 ( )	287	914
特別利益		
前期損益修正益	18	-
固定資産売却益	0	1
投資有価証券売却益	-	38
新株予約権戻入益	-	1
特別利益合計	18	42
特別損失		
前期損益修正損	2	-
固定資産除却損	0	1
投資有価証券売却損	-	9
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	9
特別損失合計	3	21
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 ( )	271	935
法人税、住民税及び事業税	26	65
法人税等還付税額	49	-
法人税等調整額	65	326
法人税等合計	88	392
少数株主損益調整前四半期純利益	-	543
少数株主利益	2	5
四半期純利益又は四半期純損失 ( )	186	538

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	271	935
減価償却費	611	477
長期前払費用償却額	3	3
株式報酬費用	8	-
前期損益修正損益( は益)	16	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	9
貸倒引当金の増減額( は減少)	33	1
退職給付引当金の増減額( は減少)	5	4
役員賞与引当金の増減額( は減少)	-	8
賞与引当金の増減額( は減少)	172	217
受取利息及び受取配当金	12	16
支払利息	5	3
為替差損益( は益)	4	5
投資有価証券売却損益( は益)	-	28
売上債権の増減額( は増加)	18	253
仕入債務の増減額( は減少)	721	52
たな卸資産の増減額( は増加)	1,243	235
未払金の増減額( は減少)	151	24
その他	37	16
小計	616	689
利息及び配当金の受取額	27	26
補助金の受取額	36	-
利息の支払額	5	4
事業撤退に伴う収入	20	-
法人税等の支払額	35	468
営業活動によるキャッシュ・フロー	659	242
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	-	501
定期預金の払戻による収入	-	500
有形固定資産の取得による支出	82	139
投資有価証券の売却による収入	-	60
貸付けによる支出	2	-
貸付金の回収による収入	1	-
無形固定資産の取得による支出	14	29
その他	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	98	108
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	235	-
長期借入金の返済による支出	23	22
ストックオプションの行使による収入	15	-
配当金の支払額	291	431
その他	1	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	66	455
現金及び現金同等物に係る換算差額	57	105
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	551	215
現金及び現金同等物の期首残高	10,899	14,639
現金及び現金同等物の四半期末残高	11,450	14,424

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に対する影響は軽微であります。

## 【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	
1. 前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました営業外収益の「受取配当金」は、金額的重要性が乏しいため、営業外収益の「その他」に含めております。なお、当第1四半期連結累計期間における「受取配当金」は1百万円であります。	
2. 前第1四半期連結累計期間において営業外収益の「その他」に含めておりました「廃棄物処分益」は、営業外収益の総額の100分の20を超えたため区分掲記いたしました。なお、前第1四半期連結累計期間における「廃棄物処分益」の金額は4百万円であります。	
3. 前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました営業外収益の「助成金収入」は、営業外収益の総額の100分の20以下となったため、営業外収益の「その他」に含めております。なお、当第1四半期連結累計期間における「助成金収入」は0百万円であります。	
4. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。	
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	
前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました投資活動によるキャッシュ・フローの「貸付けによる支出」及び「貸付金の回収による収入」は、金額的重要性が乏しいため、一括して「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間の「貸付けによる支出」は1百万円、「貸付金の回収による収入」は1百万円であります。	

## 【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
法人税等の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は、30,931百万円です。	有形固定資産の減価償却累計額は、30,464百万円です。

## (四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
運賃諸掛 161百万円	運賃諸掛 254百万円
給料及び賞与 447	給料及び賞与 471
賞与引当金繰入額 86	賞与引当金繰入額 115
退職給付費用 17	役員賞与引当金繰入額 8
減価償却費 191	退職給付費用 16
貸倒引当金繰入額 33	減価償却費 146
	貸倒引当金繰入額 5

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 10,646百万円	現金及び預金勘定 13,621百万円
有価証券(注) 803	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 1,501
現金及び現金同等物 11,450	有価証券 2,303
	現金及び現金同等物 14,424
(注)有価証券のうち、コマーシャルペーパー等は現金及び現金同等物に含めております。	

## (株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

## 1.発行済株式の種類及び総数

普通株式 30,699千株

## 2.自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,960千株

## 3.新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高

提出会社(親会社) 61百万円

## 4.配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	431	15	平成22年3月31日	平成22年6月24日	利益剰余金

## (セグメント情報等)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

当社グループは、製品の種類、性質、製造方法、販売市場等の類似性から判断して、同種・同系列の研磨材及びその他の製品を製造・販売しておりますが、その他の製品は重要性がないため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

## 【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	4,427	492	402	276	5,598	-	5,598
(2) セグメント間の内部売上高	536	234	-	-	770	(770)	-
計	4,964	726	402	276	6,369	(770)	5,598
営業利益又は営業損失( )	170	118	17	25	245	(117)	362

(注) 1. 地域は地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

北米.....アメリカ アジア.....マレーシア 欧州.....イギリス、ドイツ

## 【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	北米	アジア	欧州	計
海外売上高(百万円)	509	2,143	336	2,989
連結売上高(百万円)	-	-	-	5,598
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	9.1	38.3	6.0	53.4

(注) 1. 地域は地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する地域の実績は次のとおりであります。

北米.....アメリカ、カナダ

アジア.....台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、韓国、中国

欧州.....ドイツ、イタリア、イギリス

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に研磨材を生産・販売しており、国内においては当社が、海外においては北米、アジア及び欧州の現地法人がそれぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、生産、販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「北米」、「アジア」及び「欧州」の4つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	日本	北米	アジア	欧州	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	5,746	1,199	728	425	8,100	-	8,100
(2) セグメント間の内部売上高	1,207	173	-	-	1,381	(1,381)	-
計	6,954	1,373	728	425	9,481	(1,381)	8,100
セグメント利益	1,090	28	80	35	1,235	(321)	913

(注)1. セグメント利益の調整額 321百万円は、セグメント間取引消去31百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 255百万円及び棚卸資産の調整額 97百万円であります。全社費用の主なものは、当社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,440円11銭	1株当たり純資産額	1,432円59銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	41,658	41,426
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	270	254
(うち新株予約権)	(61)	(63)
(うち少数株主持分)	(208)	(191)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (百万円)	41,387	41,171
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期 末(期末)の普通株式の数(株)	28,739,472	28,739,492

## 2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	6円38銭	1株当たり四半期純利益金額	18円73銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式は存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益(純損失)金額		
四半期純利益(純損失)(百万円)	186	538
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(純損失) (百万円)	186	538
期中平均株式数(株)	29,172,239	28,739,480
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で、前連結会計年度末から重 要な変動があったものの概要	平成16年6月24日株主総会決議の 新株予約権 (新株予約権の数 738個) 平成19年6月22日株主総会決議の 新株予約権 (新株予約権の数 1,675個) 新株予約権の概要は、「第4[提出 会社の状況]、1[株式等の状況]、 (2)[新株予約権等の状況]」に記 載のとおりであります。	平成16年6月24日株主総会決議の 新株予約権 (新株予約権の数 680個) 平成19年6月22日株主総会決議の 新株予約権 (新株予約権の数 1,550個) 新株予約権の概要は、「第4[提出 会社の状況]、1[株式等の状況]、 (2)[新株予約権等の状況]」に記 載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月 5日

株式会社フジミンコーポレーテッド

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水上 圭祐 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 伸文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジミンコーポレーテッドの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フジミンコーポレーテッド及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月 3日

株式会社フジインコーポレーテッド

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水上 圭祐 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 伸文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジインコーポレーテッドの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フジインコーポレーテッド及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。